

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和6年2月9日開会

熊 本 県 南 小 国 町

令和５年度南小国町農業委員会 １月総会

開催日時 令和６年２月９日（金）午前１０時００分から１０時３０分

開催場所 南小国町役場 きよらホール

会議録署名委員指名（８番委員、１番委員）

日程

- １．報告第 ６号 農地法第１８条（通知）
- ２．議案第 ２５号 農地法第３条（委員会）
- ３．議案第 ２６号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第５条
（農用地利用集積計画の公告）
- ４．議案第 号 その他

出席委員（８名）

１番 藤 堂 伸 二 委員	２番 北 里 昌 嗣 委員
３番 河 津 篤 委員	４番 穴 井 堅 委員
５番 日 野 米 藏 委員	６番 河 津 博 文 委員
７番 甲 斐 義 隆 委員	８番 井 野 みゆき 委員

欠席委員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員（２名）

事務局 長 河 本 孝 博

事務局 田 北 雅 昭

○会長

皆さんおはようございます。

それでは、令和6年2月の農業委員会総会をただ今から開催いたします。

本日の会議録署名委員を8番井野委員、1番藤堂委員にお願いいたします。

報告第6号 農地法第18条（通知）

それでは議案に移ってまいります。

報告第6号 農地法第18条（通知）について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは資料の1ページをお開きください。

【報告第6号 農地法第18条（通知）について詳細に説明】

申請番号 06-1 （所在）満願寺〇〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）1,171 m²。同じく〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）1,725 m²の内863 m²。以上、田2筆 2,034 m²です。（渡人）南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇 〇〇〇氏。（受人）同じく〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。（解約申入日・成立日・引渡日・通知日）共に令和5年12月31日。（解約形態）は合意解約となっております。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは、ただ今の農地法第18条第6項の規定による通知報告について、皆さんからご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

（6番委員手をあげる）

6番河津委員。

○6番委員

〇〇〇といいますけど、場所はどこ辺になりますかね。〇〇〇のところですかね。こっちから行くなら〇〇〇に向かって右側。

○事務局

はい。そうです。〇〇〇の反対側になります。右側です。

○6番委員

何年か前水害があって崩えたところですかね。

○事務局

はい。あのあたりです。

○6番委員

去年は作付けはしているとですかね。

○事務局

そこだけで8筆ほどあったと思いますけど、全てがしてあったかはちょっと。でも耕作されているところもあったと思います。

○6番委員

はい。わかりました。

○会長

他に何かございませんでしょうか。よろしいですか。

（ありません。の声あり）

はい。それでは以上のとおり報告を了承いただいたものとして、処理をいたします。

議案第25号 農地法第3条（委員会）

続きまして、議案第25号 農地法第3条について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

次のページをお開きください。

【議案第25号 農地法第3条（委員会）について詳細に説明】

申請番号 06-1 (権利) 所有権移転 有償です。(所在) 満願寺〇〇〇〇〇〇。
(登記地目) 田。(現況地目) 畑。(面積) 2,618 m²。同じく〇〇〇〇。(登記地目) 田。
(現況地目) 畑。(面積) 1,642 m²。以上、畑2筆4,260 m²です。(渡人) 小国町大字宮
原〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(受人) 南小国町大字満願寺〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。
(申請事由) は譲受人経営規模拡大のためとなっております。

この案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると思われ。

参考資料といたしまして、次のページに関係位置図、それから本日お配りしました第3条現地確認写真をご覧いただきたいと思います。

続きまして、別にお配りしております農地法第3条関係許可審議票につきましては田北より説明させます。

○事務局

はい、それでは本日お配りしている当日配布資料をご覧ください。
こちらは右上に書いてありますとおり、総会終了後には回収をさせていただきますのでよろしくお願いします。

それでは農地法第3条関係許可審議票について説明をいたします。

【農地法第3条関係許可審議票について説明】

以上で審議票の説明を終わります。

○会長

はい。ありがとうございました。
それでは関係委員の方の説明をお願いいたします。
2番北里委員からお願いいたします。

○2番委員

はい。説明させていただきます。
〇〇〇〇さんが野菜を作りたいので、〇〇〇〇さんをお願いしたところ、〇〇さんが買ってほしいとのことでした。
野菜は経営している〇〇で消費するそうです。既に遊休農地化している田ですので、1年で整備するのは難しいと思い、数年で整備すると良いと助言しました。
本人も作物等に興味があり、何ら問題ないと思いますので、皆さんのご審議のほどよろしくお願いします。

○会長

はい。ありがとうございました。
それでは、ただいまの件について、皆さんからご意見等がありましたらお願いいたします。

(1番委員手をあげる)

○1番委員

はい。ご質問ですけれども、本日配付資料でいただいた資料の1ページ目の農作業常時従事要件ということで、農作業に常時従事することというのが判断基準ということなんですけれども、お話を聞いてると、この〇〇〇〇さんですか、〇〇〇もやってらっしゃると思うんですけれども、この判断基準要件というのは、本人が常時従事することが、不可能というか難しい場合には、代理の方というか、代わった方が農業、農作業に従事すれば足りるという解釈でよろしいんですかね。この状況の欄を見ても、提

○会長
○事務局

携会社従業員が 60 日で 2 名。フルタイム従事者を 1 名追加予定という記載もあるんですけれども、本人が常時従事できない場合には、代理の方、違う方が従事すればオッケーという判断でよろしいのでしょうか。

はい。事務局からお願いします。

はい。事務局からお答えします。

まず従事日数の考え方についてなんですけれど、以前ですね、農地法 3 条が現在は法改正が行われて、面積要件がなくなっております。小さい面積でも誰でも取得することができるようになっております。

法改正前は、南小国町で 3 反。全国的には 5 反という最低限、農地を所有する面積というのがありまして、3 反、5 反所有するのであれば、常時従事要件につきましては最低が 150 日と、年間 150 日というラインで設けられておりました。

現在は法改正によって、最低限所有する面積がなくなっておりますので、必ずしも 150 日というわけではなくて、実際に所有する農地に対して必要な日数を確保できているとみなすことができれば構わないということになっております。

今回の申請についてなんですけど、ご本人さんがまず 150 日程度は確保できる、ということをお伺っております。

丁度 3 ページに図がついてたんですけど、現耕作地の黄色の部分ですね、この黄色の部分については、現耕作地で 6 反 8 畝くらいですね。6807 平方メートル、この部分についてはご本人さんが従事する日数で十分かな、と考えております。

では今回取得する申請農地がこれもまた 4000 平方メートル以上ありますので、これ以上の面積になった場合、従事日数がどうなのかというところで、提携会社の従業員さん、ゆくゆくは合計 3 名の方を使うということになっております。

では個人で所有している農地を自分じゃなくて他の人が日数を確保することができればそれで良いのか、ということなんですけれど、今回申請のとおり、ご本人さん今、個人名義で農地の所有を今回する手続きとなっております。ですが、ゆくゆくはこの農業委員会総会も守秘義務の範疇がありますので、皆さん農業委員会総会で知り得た情報については、気をつけていただきたいんですけれど、ゆくゆくは申請人さんが現在経営している〇〇と別にですね、農業に当たる会社的なものを設立する予定というふうに聞いております。

今回その会社がありませんので、まず個人で所有して農地整備を行っている間にその会社を設立、そして従業員さんをそこの会社の所属にして、最終的に会社の中で本人含め 4 人体制で合計 1 町越えている面積の農地を耕作していく予定、ということで聞いております。

以上から申請者の従事日数につきましては、ゆくゆくは 4 名体制で 150 日の申請者。60 日の 2 名、それから同じく 150 日程度確保する、フルタイムの従事者 4 名で、合計のこの面積を耕作していくことについては、従事日数としては足りている、と事務局は判断しております。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

よろしいですか。

○1 番委員

はい。

○会長

他に皆さんからご意見等がありましたら、お願いいたします。

（ありません。の声あり）

それでは賛成方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございました。

それでは全員賛成ですので、当委員会といたしまして、許可をいたします。

議案第 2 6 号 基盤強化法等の一部を改正する法律

附則第 5 条（農用地利用集積計画の公告）

続きまして、議案第 2 6 号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第 5 条について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

資料の 4 ページをお開きください。

【議案第 2 6 号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第 5 条 （農用地利用集積計画の公告）について詳細に説明】

権利種別：貸借権設定です。

申請番号 06-1 （所在）満願寺〇〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。
（面積）852 ㎡。以上、田 1 筆 852 ㎡です。（利用権）は賃貸借権です。（渡人）南小
国町大字満願寺〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（受人）同じく〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇
氏。（利用目的）は水稻。（借賃）は 10a 当たり 60kg です。（期間）は令和 6 年 3 月 1 日
から令和 11 年 2 月 28 日まで。新規となっております。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまの農用地利用集積計画について、皆さんからご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

（ありません。の声あり）

それでは採決に移ります。

賛成方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございました。

それでは全員賛成ですので、当委員会といたしまして決定したことを町へ通知いたします。

そ の 他

続きまして、その他について何かございましたらお願いいたします。

（ありません。の声あり）

よろしいですか。

それでは、これで2月の定例総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和6年 2月 9日

南小国町農業委員会会長

署 名 委 員 8 番委員

署 名 委 員 1 番委員

会 議 録 調 整 者 田 北 雅 昭

本 誌 表 紙 共 枚